## 令和7年度 第1回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和7年7月30日(水)午後2時00分から
開催場所	稲敷市役所 4階 委員会室1
委員	委員長 祐川 直己 氏(弁護士) 鴻田 利雄 氏(元地方公務員) 中村 道子 氏(公認会計士・税理士) 木内 卓 氏(司法書士)
審議対象期間	令和6年10月1日~令和7年3月31日
審議案件	6 件
一般競争	1 件
指名競争	2 件
随意契約	3 件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

## 事案 1:和田公園管理施設整備工事

【抽出理由】一般競争入札の中で落札率が最も高い為。

主 管 課 建設課

発 注 方 法 事後審查型一般競争入札

入 札 日 令和6年10月24日

入札参加者数 5 者

予定価格 39,688,000 円 (税込) 最低制限価格 36,014,000 円 (税込) 落 札 金 額 36,311,000円(税込)

落 札 率 91.49%

## 質問・意見

回答

P9 の特記仕様書を見ると、6.建設発生 土、産業廃棄物関係の部分に市にストッ クヤードがあると記載があるが、他自治 体でも、独自でストックヤードがあるの ですか。

建設課で管理しているストックヤード は3箇所ございます。江戸崎地区の江戸 崎工業団地内や江戸崎学校給食センター 付近、東地区の生涯学習センター付近の3 箇所を利用している形となります。加え て、県でもストックヤードはありますが、 中々利用できないこともあり、そのうえ、 県西地区と距離が遠い場所となってお り、費用の面を考えて、現在、市では利用 しておりません。

市のストックヤードの場合、無料なの ですか。

おっしゃる通りです。敷地については、 稲敷市の所有の土地なので、無料になり ます。

ストックヤードの余力はあるのです か。

あまり余力はない状態です。以前、市内 における会議で、新たなストックヤード の必要性について、検討している状況で す。

P1 と P15 を見比べると、入札参加者数 は5者ですが、実際に、最低制限価格を

予定価格から算定された最低基準価格 である 110 分の 100 の額に、当日に決定 上回らないのが 4 者となり、上回った 1 したランダム係数を乗じた 100 分の 110 者が落札したということですが、最低制しを乗じた額となっております。 限価格の決め方の説明をお願いします。

ランダム係数を掛ける幅は、どのくら いになっているのですか。

以前までのランダム係数を適用してい ない案件については、落札率が高いもし くは低いという理由で選定するのは、問 題ないと思いますが、今回のようなラン ダム係数が適用されている場合で、落札 率を理由に選定するのは、適切ではない と感じます。委員が選定する際に、今回同 様の案件が分かりやすいように、資料と なる一覧表にランダム係数を記載するよ う工夫して作成頂いた方がいいと思いま す。

5 社が入札参加して、4 社が基準価格を 上回れなかったということでしたが、予 定価格は事前公表となっていることか ら、自動的に最低制限価格のランダム係 数をかける前の金額までは、入札に参加 される事業者の方は念頭に置かれること になると思います。あとは、ランダム係数 により、変動する最低制限価格の上下の どの部分に札入れをするかということに なると思います。このことを踏まえて、 P15 の入札結果を見ると、1 者目と 2 者 目の入札金額がランダム係数を掛ける前 の税抜きの最低制限基準価格を下回って います。これは、結果として 4 者が最低 基準価格を下回ってしまったのか、逆に、 最低基準価格を下回るということを認識 した上での、札の入れ方だったのかとい

最も低い数値が「0.9950」、高い数値が 「1.0049」となっており、縦軸 A~J、横 軸  $1\sim10$  の 100 通りとなっております。

次回から、ランダム係数の数値を記載 する形で作成させて頂きます。

A-1~C-3 (0.9950~0.9972) の範囲 のランダム係数であった場合、1者目と2 者目も最低制限価格より上回る形となっ ています。

う部分が疑問になるかと思います。後者 の場合、入札には参加するが、基準価格を 下回る金額を入れるという意思表示に何 か意味があるのかなと思い質問致しまし た。

逆に言うとランダム係数の 100 通りの 一番下が出ない限りは下回るということ ですよね。

実際に受注した際の利益率との関係等 で、応札金額を低くすればする程、基準価 格を下回る確率が高まってしまうが、そ の利益率とのぎりぎりのせめぎ合いのど の部分かというのを検討した結果と考え られるということですか。

先程の意見を受けまして、5者とも最低 制限価格を意識して算出しているという のは、そもそも想定していた予定価格が もう少し低く、それに伴い最低制限価格 が低かった場合、各者の金額にも差が生 じていたのではないかと思いますが、予 定価格が高止まりしているということは ありますか。

落札業者の内訳書と設計書を見比べる

ランダム係数はくじ引きとなりますの で、こちらの予想となってしまいますが、 入札参加業者が設計する際に、ランダム 係数の値を予想して、金額を算出し、札を 入れている形も考えられると思います。 加えて、先程説明した通り、 $A-1\sim C-3$  $(0.9950\sim0.9972)$  の範囲のランダム係 数が安い金額で落札できることから、こ の範囲のランダム係数を予想し、入札金 額を算出したのではないかと考えており ます。

そのような要因もあるかと思います。

予定価格は、あくまで積算での価格と なりますので、高止まりしているとは思 いません。

建設課の積算に関しては、県の労務単 と、落札業者は一般管理費が4,534,648円 価を使用し、積算のシステムで行ってお となっているところ、設計書の一般管理 費は、5,933,525 円となっています。落札 業者の方が 139 万円程プラスになってお り、現実よりも、高い金額になっていると 思います。この部分に関しては、いかがで しょうか。 りますので、積算に関しては、これは変えられない部分がございます。

工事費の計算はそれぞれの工事の内容 に応じて算出し、それに係数を掛けて、共 通仮設費や現場管理費、一般管理費は算 出しているということですか。 おっしゃる通りです。

この割合というのは、すでに決められていて、それを変えるわけにいかないということですか。

おっしゃる通りです。一般管理費等の 経費率については、工事費により、定められた計算式によって経費率が算出されますので、その部分については、変えられない形となります。

それは、条例等で定められている形で すか。 建設工事に関しての「設計積算基準及び標準歩掛」がございまして、そちらに詳細部分について記載されており、定められている形になります。国で定められたものを県・市町村でも踏襲している形になります。

設計書の共通仮設費の部分ですが、「20,505,711×0.1136」となっていますが、直接工事費計と少し異なるようですが、これはなぜでしょうか。

処分費が、直接工事費+処分費の3%を超える場合には、共通仮設費の対象から3%を超えた分が控除されます。設計書で見ると、「スクラップ費」などの摘要欄に「処分費等・対象外」と記載がある項目が該当する形となります。

P15 の入札結果についてですが、3 番目 の参加業者の摘要欄に「無効」となっています。どういう原因で無効になったのか、教えて頂けますか。

取りおり制度を適用しておりますので、この工事の前に開札があった工事を 落札した為、無効扱いとなっております。

先程、委員から意見があったように、予 定価格の定め方について、実際の入札金 額と関係性という部分に関しては、毎回 同じような議論になるところだと思いま す。何故、同様の議論になるのかという と、おそらく、市民から見ると非常にわか りづらい部分になるからだと思います。 制度として、予定価格を恣意的に決めて はいけないということで、基準に則って 行わなければいけないというように決ま っており、それに基づいて市では予定価 格を定めるということでした。それに対 して、業者も積算ソフトを持っており、非 常に正確な入札金額を算出でき、それに 加えて、ランダム係数の範囲内での価格 競争という非常に狭い範囲での勝負にな ってきているというのが現実だと思いま す。ただ、市民の目から見た時に、端的に 国の価格、県の基準単価に沿っているか らといっても、市民が考える金額と異な っていて問題がないのかという部分は、 率直な疑問を持つところだと思っていま す。このような市民の疑問点に対して、細 かく、分かりやすい説明ができることを 念頭に進めていただければと思います。

事案 2: 令和 7年度江戸崎総合運動公園体育館トレーニング室管理業務(長期継続契約) 【抽出理由】落札率が高い為。長期継続契約である必要性を伺いたい為。

主 管 課 スポーツ振興課

発 注 方 法 指名競争入札

入 札 日 令和7年3月4日

指名業者数 8者

入札参加者数 8者

予 定 価 格 16,841,000 円 (税込)

落 札 金 額 16,500,000 円 (税込)

落 札 率 97.98%

質問・意見

回答

長期継続契約の意味合いについての確認ですが、本業務については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に業務を行うというのが1つの意味で、来年以降もそれを継続していくという認識の契約なのですか。

本業務は、単年度の入札となります。

では、長期継続契約といってもこの1年間の契約という意味ですか。

おっしゃる通りです。ただ、4月1日から、年間通じて業務がある為、すぐに業務を行えるように、3月中に契約締結を行い、1日から履行できるような形で、長期継続契約となっております。

長期継続契約という定義はどのように 定められているのですか。 「単年」・「長期」という形となっており、履行開始する年度の前年度中に契約を締結し、実際に業務開始は4月1日から、行う形の契約となります。今回は、令和7年1月に契約措置要求決議書(以下「要求決議書」)を提出し、3月4日に入札を行い、翌日の5日に契約締結という形になります。早い案件だと、令和6年12月に要求決議書を提出し、1月~2月に契約締結を行うこともございます。早い期間

予算の対象としては、単年度分の 4 月 1 日から 3 月 31 日ですが、契約の期間 は、前年度の 3 月 5 日からということで、少し前から始まる形となるということで、「長期継続契約」というのは、単年度 1 年を超える期間が経過するものについては、「長期継続契約」と呼ぶという理解でよろしいでしょうか。

入札参加業者数が 8 者ということでしたが、落札業者は入れ替わっている等はあるのですか。

この 10 年間は同一業者が請負っているとの事ですが、人件費等の単価は毎年変えているのですか。

先程、人員の確保の為に早い時期に契約を行うとの説明がありましたが、個人的に、3月の時期では遅いのではないかと考えます。人員の確保といっても、業者側での人員の割り振り等や場所・物の確保も必要となってくる場合もあると思います。このような事に対応できるよう、もっと早い時期に契約締結を行えればいいのではないでしょうか。加えて、参加業者が8者いる中で、価格だけで競争する必要はないと思います。利用者からの要求にはないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないと思います。利用者からの要求にないた。利用者からの要求にないた。

に契約を締結する理由としては、人員や 場所の確保を行って頂くことが必要にな る為になります。

おっしゃる通りです。実際に契約した 年度には、業務を行いませんが、2箇年契 約となることから、「長期継続契約」とし ております。

10年間は、落札業者は変わっておりません。

人件費等の単価については、その都度 見積りも徴収しておりますが、過年度や 近隣市町村等の金額も参考に、単価を算 出しています。

長期継続契約以外にも、債務負担行為を行って予算を確保し、それから入札を行う形で実施しているものもあります。早いと、9月補正で債務負担行為の予算を確保し、12月以前に入札を行うこともあります。

るのではないかと思います。

今回の業務は、毎年度行っていたので すか。

設計書に「福利関係諸経費」と記載されていますが、これは具体的にはどのような費用なのですか。

落札業者が提出した内訳書と設計書に 記載されている福利関係諸経費の額を比 べると、落札業者の内訳書の方が約 40 万 円低くなっています。社会保険料で大き く差が生じるものなのでしょうか。

価格競争で、落札する為に可能な限り 福利関係諸経費を削ったように思いま す。内訳書を見比べても、労務単価は設計 書と近い金額になっていることからも、 可能な限り福利関係諸経費を低くしたと 考えられます。

先程の長期継続契約について、契約締結を3月に行うのは、人員の手配等で、現実的に厳しいのではないかというご意見があったことについてですが、私自身も同様に感じた部分になります。大規模業者が落札するのであれば問題はないをしょうが、準備期間が短いことにより参入障壁が高くなり、入札に対する消極的な問題になっていないかという懸念があります。つまり、3月に入札が行われ、4月から請負えることが可能な業者しか落札できないような形になっていないか気になっております。もし、この部分が、3ヶ月前に行われるのであれば、業者側で

毎年行っている業務になります。

従業員の社会保険料及び管理費が含まれたものになります。

社会保険料の部分での差額はそこまで 生じていないと思いますが、管理費の部 分で、市が設定した金額と落札業者が設 定した金額と差額が生じていると思いま す。

債務負担行為について9月補正を行い、 予算を確保しているのであれば、早い時期に入札を行うことは可能です。基本、4月1日から履行開始する長期継続契約案件は、新年度に予算を確保し、1月から管財課(※現在の財政課。以下「財政課」)に要求決議書を提出する形になります。今年は、財政課から各担当課に要求決議書の提出期限を設けた為、このような形となっておりますが、基本は、債務負担行為を行い、議会で議決を受けた日から、確保した予算の契約行為ができる形となります。 十分に人員の手配ができ、もう一段踏み 込んだ入札金額が算出できるのではない かというようなところに繋がっているよ うであると、問題が生じると考えており ます。このような観点から、入札の時期を より早めるということは、技術的に可能 なのでしょうか。

10年間落札業者が変わっていないというところで、そこに問題がなかった為、現在の形となっていると考えております。ただ、もう一歩進んだ、市民の方に向けたサービスの向上という意味で、プロポーザル方式や、幅広い業者が入札に参加できるように、入札の時期を繰り上げられるような工夫もあるではないかという部分は、市民の感覚からすると、あり得るご意見だと思います。そのようなことも、念頭に置いて進めて頂ければと思います。

事案 3: R6 稲水 高田増圧ポンプ場配水池清掃・点検業務委託

【抽出理由】落札率が著しく低い為。予定価格の算定根拠、契約額との乖離の原因を 伺いたい為。

主 管 課 上下水道課

発注 方法 指名競争入札

入 札 日 令和6年11月26日

指名業者数 5 者

入札参加者数 5 者

予 定 価 格 946,000 円 (税込) 落札金額 330,000 円 (税込)

落 札 率 34.88%

> 質問・意見 回答

落札金額が33万円となっていますが、 この金額で業務を行えるのですか。

業務の出来具合については、仕様書の 通りでしたので、問題はないと考えてお ります。

このような状況になったのは、初めて なのですか。それとも、過去に今回同様に 同業者が低い落札金額で落札していたの でしょうか。

令和 5 年度に、履行場所と落札業者は 異なりますが、同様の清掃業務の入札を 行いました。入札結果としては、予定価格 が 154 万円に対して、落札金額が 74 万 8000円という形となりました。

令和 5 年度の落札業者は、今回の落札 業者と同じ業者なのですか。

別の業者となります。

前回の落札業者は、今回の入札参加業 者の中には、入っているのですか。

入っております。

このような状況は、今まで続いている ような形なのですか。

はい。令和5年度以前の業務について は、随意契約で行っています。

随意契約で行った理由は、何ですか。

設計金額が低かった為です。

今回、本業務が入札監視委員会で審議 予定価格に関しては、日本水道協会が

案件に選定された理由としては、この金 額で問題がないのかという疑問があるか らだと思いますが、この部分については どうでしょうか。

結果的には、現状問題は生じていない 形となっていますが、実際にこの落札金 額で業務を行える理由について、伺って いますか。

例えば、市民の方から同様な質問を受 けた場合、市側としては、日本水道協会の 積算単価で行っているので問題はないと いうような説明をされる形になると思い ます。何故、これ程安い金額で業務を行え るのかというのは、落札業者に対して今 後確認する必要があると思います。現状、 何も問題がないと思いますが、確認する 必要性はあるかと思います。

近隣の市町村とまとめて行えるという ことでしたが、具体的な理由があると、市 民の方も納得すると思います。例えば、具 体的に近隣市町村のA市、B町、C村と まとめて請負っており、業務日も近隣同 士に近い時期に行うことができた結果、 出張費が抑えられた為といった理由があ れば、納得しやすいと思います。このよう な具体的な部分をもう少し踏み込んで頂 ければと思います。

近隣市町村をまとめて請負った結果、 安い金額で行えるという理由は、少し考 えにくいのではないでしょうか。1人1日 出しております積算要領を基に設計書を 作成している為、問題はないと思ってお ります。落札率の部分に関しましては、業 者側の企業努力によるものかと考えてお ります。

明確な理由については、伺っておりま せん。

昨年度、明確に話を伺ったことではあ りませんが、稲敷市だけではなく、近隣の 市町村の業務も請け負っている為、一気 に清掃が行えることが理由の 1 つになっ ているのかもしれません。

当時、清掃業務の立ち会いも行いまし て、仕様書に沿った形で、安心安全に清掃 を行って頂いておりました。現状、事故等 の労務単価が出ているということですの│も起きず、問題はなかったと考えており

で、考えにくいと思います。実際に、どのます。 ように業務を行っているか確認する必要 はあると思います。

本業務は、上水道になりますか。

清掃業務の前後で、汚れ等の度合いを 数値で確認するのですか。もしくは、目視 での確認になるのでしょうか。

先程、立ち会いの話がありましたが、そ れは、作業中1から10までの作業の立会 を行っているのですか。

契約期間を見ると、3ヶ月の間に2日 となっていますが、これは連続した2日 ということですか。

3ヶ月に1回2日かけて、清掃業務を 行うという理解でよろしいですか。

7年に1回、1回を2日かけて清掃を行 うということですか。

落札業者に落札金額の内訳について は、伺っていますか。

次回、入札を行う際に、内訳書も提出し てもらう形にするのは、どうでしょうか。 前年度に落札した他の業者の際も落札金 額が低いということでしたので、内訳書 を提出してもらうことで、市側の考えと、

おっしゃる通りです。

汚れ等については、集中監視室で濁度 がないことを確認し、目視で水槽内部の 汚れが取れていることも確認しておりま す。水を止めることはできない為、汚れが 出ないように、清掃しています。

作業期間の2日間ずっと行うわけでは ありませんが、部分的に立ち合いをして いました。

おっしゃる通りです。

3ヶ月に1回ではなく、1年に1回とい う形になります。市内に7ヶ所の配水池 がありまして、7年に1度程度の清掃を するようにしています。

おっしゃる通りです。

伺っておりません。

今年度も同様の業務がありますので、 内訳書について提出して頂くようにした いと思います。

業者側の考えのコストの差が確認できる のではないかと思います。

指名競争入札で行った結果、非常に競 争性が働き、安い金額で行って頂いたと いう面では、市民にとっても、非常に好ま しいことだと考えています。一方で、この 落札率を市民から見た時に、納得できる のかという問題が出てきてしまいます。 市民からすると、他の土木工事等の事例 では、予定価格を県単価で設計しており、 落札率が90%台となっている中、本業務 では、同様に県単価で設計しているが、落 札率が30%台となっている。積算ソフト 等の事情があった場合でも、どちらも県 単価を使用しているから妥当と主張をさ れると、その違いは何なのかと不安にな るかと思います。この場合、社会的に適正 な金額として請負われているのかという 部分の根拠として、具体的な理由や内訳 書の提出といったフォローアップの必要 性が、今後は出てくるのではないかと考 えています。

事案 4: R7~R11 年度 稲敷市水道施設運転管理業務委託

【抽出理由】予定価格・落札率ともに高く、委託期間も長期である為。

主 管 課 上下水道課

発 注 方 法 随意契約

見積執行日 令和7年1月17日

見積り合わせ参加者数 1者

予 定 価 格 415,085,000 円 (税込) 落 札 金 額 415,074,000 円 (税込)

落 札 率 99.99%

意見意見

2回入札執行を行ったが、入札中止となり、随意契約に移行したとの説明でしたが、入札中止になった原因等はどのように考えていますか。

原因に関しては、5年契約となる為、金額も規模が大きくなったことが 1 つと考えております。また、今年度から、運転管理業務以外に、施設の保守点検等の業務内容を追加したことで、指名業者が積算に苦慮したのではないかと考えています。

2回、指名入札を行った際は、何者が参加したのですか。

2回とも10者指名しました。

指名業者が辞退した主な理由としては、先程説明頂いた、今年度から新たな業 務内容を追加したことなのでしょうか。 入札辞退の理由としては、人員の確保 が困難なことや採算が合わないといった 内容になっておりました。2回目の入札で は予定価格を増額しました。

2 回目の入札時に予定価格が増額された件について、予定価格を設定する時は、 県単価を参照する為、一義的に算出されて、調整の余地がないように考えていましたが、そうではないということでしょうか。 業務内容に月 1 回の水質検査業務を追加して、設計金額を増額しました。

業務も増やした分、金額も増えていっ たということですか。 おっしゃる通りです。

何故、2回目の入札の際に、水質検査業務を追加したのですか。業務内容として、必要な場合、最初の入札から入れなければいけないと思いますが、この部分については、どのようにお考えですか。

2回の入札の際の辞退理由は人員の確保が困難なことや採算が合わないとのことでしたが、人件費単価が見合わないという意味合いに捉えましたが、合っていますか。

履行場所が全てで 12 箇所ということですが、地区で 2 つに分け、入札案件を2件にすることで、2 業者で分け合って行うことも、可能ではないでしょうか。

稲敷市よりも人口規模が大きい市町村でも、同様の案件は、一括して 1 業者に委託している形になっているのですか。

稲敷市に統合される前の旧市町村の施設は再利用できないのでしょうか。再利用が可能だった場合、サブセンターとして、活用できれば、先程ご意見がありました2地区に業務を分割した際に、担当業者の把握ができ、問題点となっていた非常時での連携を改善できるのではないでしょうか。

市役所職員を配置するのは、難しいのですか。

水質検査業務は、1回目から業務内容 に入れる予定でしたが、職員でも行える 為入れませんでした。

1回目の入札が中止になったことで、設計 内容を再検討した結果、水質検査業務を 追加しました。

金額面の部分より人員の確保が困難だったのではないかと思われます。本業務は 24 時間 365 日、施設の運転管理を行うものであり、日勤者と夜勤者を確保することが苦労したのではないかと考えております。

事業者は主に江戸崎の事務所で 24 時間体制を取っており、各施設に人員を派遣しております。2業者ですと、非常時に連携が取れるのか不安な部分がある為、1者で管理したいと考えております。

近隣市町村に伺う中では、概ね1者と なっています。

現在のところ、江戸崎の事務所を中心的に行っておりまして、他の地区(桜川・新利根・東地区)に関しては、人員を配置していない状況になります。点検の際に行く程度の為、難しいと思います。

それは、難しいです。

近隣の市町村と一体になって、広域組合のような形で依頼することによって、少ない人員の中でも効率良く行ってもらえるような方向で考える必要性が出てくるのでしょうか。

人口減少や労働人口の減少等の大きな問題も関係しつつ、市民からすると、水というのは生命・身体に直結する重要な問題であるという一方で、大切なものだからといって金額の競争性が保たれなくていいのかという部分は、非常に難しいバランスを取る必要があると思います。そのような中で、本日の議論を踏まえて、進めて頂ければと思います。

現在、3年後に県が主体となって、広域 化を行う協議が始まっております。同様 の問題は他市町村も抱えていると思いま すので、今後広域化に伴って検討してい きます。

事案 5: 稲敷市立江戸崎小学校体育館消火栓配管緊急復旧工事

【抽出理由】緊急を要する工事の場合の契約手続きフローを確認したい為。(通常時 と異なり、価格競争よりも優先する事項があるかと想定しているが、そ れがルール化されているか)。

主 管 課 教育政策課

発注 方法 随意契約

見積執行日 令和6年11月14日

見積り合わせ参加者数 1 者

予 定 価 格 1,595,000 円(税込) 落札金額 1,575,200 円 (税込)

落 札 率 98.76%

質問・意見

回答

見積参加者数が1者となっていますが、 2者から見積を徴収しなかった理由は、緊 急性がある為ですか。

理由としては、緊急性もありますが、市 内業者の中で、消防設備工事と管工事の 両方を登録している業者が、1者のみだっ たことも理由の1つになります。

随意契約の理由について、「消火管から の漏水」と記載されていますが、これは消 火管からの水漏れということですか。

おっしゃる通りです。

本業務の前の消火管の工事は、同じ業 者が行ったのですか。

恐らく、稲敷市の合併前に施工してい ると思われますので、実際にどの業者が 行ったのかというのは、この場で資料が ない為、申し訳ございませんが、分からな い状態になります。恐らくですが、同業者 ではないと思われます。

緊急性がある工事だったとのことでし たが、契約事務の流れとしては、想定額を 積算し、登録業者に見積を徴収し、契約を 締結するといったような流れでしょう か。

おっしゃる通りです。

った場合は、どのようになるのでしょう|徴収し、想定額内で契約する形となりま

仮に、見積金額が想定額を超えてしま | 随意契約となりますので、再度見積を

か。

実際に、消火管の漏水が発覚してから、 工事が完了するまでに、どのぐらいの期間がかかったのですか。要求決議書は、10 月28日に提出されているので、3日程度前には、漏水が発覚しており、開始から約1カ月で工事が完了できたという形になるのでしょうか。

漏水箇所を特定する為の調査業務というのは、どのようにして選定したのですか。本業務の契約とは別の契約で行っているのでしょうか。

随意契約で行ったことで、漏水の発覚から 1 ヶ月程度で工事が完了したとのことでしたが、仮に入札をした場合には、どの程度の期間がかかっていたと予測されますか。

緊急性がある事案について、実際にこのような方法を取ることによって、期間を短縮でき、かつ、金額の妥当性が確保できる形で行われたと考えました。このような形で進めていただければと思います。

す。

工期が 11 月 15 日から 12 月 6 日となり、12 月 6 日に完了届が提出され、当日に検査を実施している形となります。

流れと致しましては、消防設備点検業務を実施している受託者から漏水の指摘を受けました。指摘を受け、受託者に漏水箇所の特定調査の相談を致しましたが、受託者では、点検以外は専門外の為、行うことができないということになってもまい、施設について熟知している本業務の受託者に相談し、漏水調査を依頼した形となります。実際に調査をした結果、地中に埋まっている配管のある程度の部分はでしか分からない状態となり、部分的な補修が難しい為、最終的に配管の更新が望ましいということで、改修工事を契約して完成に至りました。

入札で行った場合は、2ヶ月程度の期間 がかかると思われます。 事案 6: 令和 7 年度稲敷市英語検定受験対策講座実施業務委託 【抽出理由】随意契約の中でも、落札率が最も低い為。

> 主 管 課 指導室

発注 方法 随意契約(公募型プロポーザル方式)

見積執行日 令和7年3月17日

企画提案参加者数 2 者

予 定 価 格 5,390,000 円 (税込) 落 札 金 額 4,400,000 円 (税込)

落 札 率 81.68%

> 質問・意見 回答

落札業者についてですが、どのような 業者なのですか。

落札業者は、入札参加資格者の登録は されていない業者ですが、市内で学習塾 を運営している業者となっております。

「英検3級以上の取得割合を40%以上 とする」となっていますが、これは、計画 等に決まっているのですか。

今期の総合計画において、教育部門の 中で、中学校3年生が卒業までに英検3 級以上を取得する割合を 4 割とし、その 4 割を達成することを目的にしておりま す。

現在の取得率は何%ですか。

実施前の取得率は、10%台となってお ります。本業務は、昨年度から実施致しま して、現在は23.4%となっており、今年 度の事業に入っている状況でございま す。

昨年もこの事業を実施したのでしょう か。

この事業は、令和6年度から実施して おりまして、昨年も同様にプロポーザル 方式で実施しております。

昨年度はどの業者が落札しているので すか。

今回と別の業者が落札した形になりま す。

P105 のプロポーザル評価集計表を見 契約上のところで、このような差が発

ると、A 委員と E 委員の志向が全く違う形になっておりまして、結果として非常に僅差で 1.4 点という点差で選ばれています。A 委員と E 委員の認識の違いの調整はされたのでしょうか。

生した場合、他の自治体で行っている事 例を調べたところ、一番高い点数と一番 低い点数を減らすという方法があるよう ですが、稲敷市では、そのような方法を取 り入れていない為、全ての評価をそのま ま生かしております。何故、このような結 果になったのかと考えてみると、前年度 の落札業者も今回のプロポーザルに参加 しておりまして、前受託者に関しては、所 属の講師が2万人という規模が大きい業 者となっています。一方で、落札業者に関 しては、市内と近隣市町村で学習塾を経 営している個人の学習塾になっておりま して、英検対策講座の実施手法につきま しては、差が生じてしまうような説明に なっていました。この事を踏まえて、この ような結果になったのではないかと考え ております。

A委員と E 委員の全く違った志向を互いに知る機会として、話し合い等を行うべきなのではないかと思います。今回のような僅差で決まる場合程、点数だけで決めてしまうのは良いのかという不安はあります。

制度やガイドライン等の話になってくるかと思いますが、このような特異点が出た場合、その特異点を除外することは、担当課では行えない形となっています。ただ、別の方法として、審査員の人数を増やすことによって、点数の平均値は均等化されると思います。毎年、同様な形でプロポーザル方式で行っていく事業になると思いますので、担当課として、対策ができる部分は検討していきたいと思います。

委員間での意見のすり合わせを導入するのは、ルール上難しいということでしょうか。

基本、行わないという形となっております。

委員自身がつけた点数や評価を前提と

財政課のガイドライン等を参考に行っ

した意見交換は行われないとのことですしておりますので、その部分に関しては、財 が、例えば、プレゼンテーションが終了 し、採点をするまでの間にプレゼンテー ションの内容等に関する委員の意見交換 というのは、プロポーザル型方式でも行 えると思います。具体的な点数を基に、あ る点数を増減させるような形ですり合わ せるとなると、採点の仕方としては問題 が出てくると思いますが、具体的な点数 を前提としなくても、率直にプレゼンテ ーションを受けた後の意見や感想の交換 をし、それを基に個別に採点して頂くよ うな機会はあってもいいと感じました。

実際に事業の運用を始めてから顕著な 結果が出ているところですし、自治体の 子供の教育に対する投資としては非常に 意義のある事案だと考えています。ただ、 もっと良くなる余地はあると思いますの で、さらなる高みを目指して行って頂け ればと思います。

政課と相談しながら、進めていきたいと 思います。